

令和 8 年第 2 回京丹波町議会定例会（第 1 号）

令和 8 年 6 月 5 日（金）

開会 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和 8 年 6 月 5 日

18 日間

至 令和 8 年 6 月 22 日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第 50 号 令和 8 年度 第 2 期 G I G A スクール構想タブレット端末等整備
事業に係るタブレット端末等購入契約について

第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 51 号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 52 号 京都地方税機構規約の変更について

第 10 議案第 53 号 令和 7 年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第 2－5 工区）開
設工事請負契約の変更について

第 11 議案第 54 号 令和 7 年度（繰越） 丹波学校給食センター システム食器類洗
浄機購入契約について

第 12 議案第 55 号 令和 8 年度 町営バス（小型バス）購入契約について

第 13 議案第 56 号 令和 8 年度京丹波町一般会計補正予算（第 1 号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1 番	樋口	由実	君
2 番	居谷	知範	君
3 番	西山	芳明	君
4 番	谷口	勝巳	君
5 番	山崎	眞宏	君
6 番	山崎	裕二	君
7 番	奥田	健次	君
8 番	東	まさ子	君
9 番	伊藤	康二	君
10 番	畠中	清司	君
11 番	大澤	順可	君
12 番	松村	英樹	君
13 番	梅原	好範	君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	畠中源一	君
副町長		山森英二	君
総務部長		松山征義	君
健康福祉部長		田中晋雄	君
産業建設部長		堀友輔	君
企画経営戦略室長		山下稔	君
総務課長		原澤洋	君
財政課長		山内明宏	君
地域振興課長		小山潤	君
デジタル広報課長		田畑昭彦	君
税住民課長		保田利和	君
総合福祉課長		山内善史	君

健康推進課長	宇野浩史君
医療政策課長	中野竜二君
農林振興課長	片山健君
土木建築課長	山内敏史君
上下水道課長	小松聖人君
教 育 長	松本和久君
教 育 次 長	岡本明美君
学校教育課長	四方妃佐子君
社会教育課長	西山直人君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	樹山敬子
書 記	豊嶋裕美
書 記	松谷洋二

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和8年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番議員・伊藤康二君、10番議員・畠中清司君を指名します。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの18日間と決しました。

会議中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、議案第50号ほか8件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

4月13日、新任議員研修が実施されました。

5月13日に全員協議会が開催され、「第1期京丹波町こども・若者みらい計画について」担当課から説明を受けました。

また、道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事の現場踏査が実施されました。

5月19日に教育福祉常任委員会が開催され、「ヤングケアラーへの支援について」研究、研修されました。

6月2日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について協議されました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告等が行われるとともに、「令和8年度 第2期GIGAスクール構想タブレット端末等整備事業に係るタブレット端末等購入契約について」議案の概要について、また、主要事業等について、担当課より説明を受けました。

3月27日、30日、4月6日、7日、9日、17日、21日に議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより発行に向けた会議が行われ、議会だより第93号の発行をいただきました。

本定例会までに受理した陳情書等をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告します。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催します。

また、その後、議会広報広聴特別委員会が開催されます。お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（梅原好範君） 日程第4、行政報告を行います。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本日ここに、令和8年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃議員各位には、円滑な町政の推進にご支援とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、町内の圃場での田植作業も順調に終わりを迎え、風が渡る水田と日々緑が深まる身近な山々を目にいたしますと、自然からの大きな恵みを受けながら人々が作り出す景観の美

しさに、大きな感動を覚えるところでございます。

今年も大きな災害がなく、穏やかで豊かな実りの季節を無事迎えられることを切に願うものでございます。

本年３月の議会定例会で議決をいただきました町行政組織の一部改編と定期の人事異動によりまして、年度の開始とともに新たな組織体制でのスタートを切ったところでございます。

今回の組織改編の目的である諸課題への速やかな対応と横断的な部門間の連携による組織力の最大化を実現し、私の２期目の任期の始まりの予算を着実に執行し、町民の皆様が幸せを実感できる町づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、これまで築いてまいりました国、京都府、各大学、各企業とのネットワークをより一層強固なものとし、町民の皆様との対話を通じて、信頼に満ちた町政をさらに前進させてまいりたいと考えております。

町民の皆様との大切な対話の機会である町政懇談会は、本年度、町内３会場を全体懇談会の場として、令和８年度の予算と成長プロジェクトの紹介、懇談を行います。また、希望に応じて、テーマを絞った対話を行う地域懇談会や団体、グループとの対話の場としてのふれあい懇談会を開催します。ぜひ、多くの町民の皆様のご参加をいただきたいと考えております。

亀岡市、南丹市とともに準備を進めてまいりました第４３回全国都市緑化フェアｉｎ京都丹波は、開催まで間もなく１００日を迎えようとしております。当地域の魅力である「豊かな自然と食」を多くの皆様を感じていただけるよう、フェア拠点である「わち山野草の森」と「京都府立丹波自然運動公園」を中心に、万全の準備を進めてまいりたいと考えております。

また、北陸新幹線延伸ルートの誘致及び整備促進に関しまして、５月２５日に亀岡市、南丹市、京丹波町で構成する「北陸新幹線口丹波建設促進協議会」として、京都府知事に対する要望活動を行いました。今後、両市と協調し、取り組んでまいりたいと考えております。

道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事につきましては、工事が大詰めの状況を迎えております。今後の予定としましては、リニューアルオープンセレモニーを夏休み前の７月１７日に開催し、７月１８日からグランドオープンしたいと考えております。

再整備した道の駅「瑞穂の里・さらびき」が、町内外の多くの皆様に親しまれ、持続可能な地域振興拠点として活性化することを期待しております。

５月１６日、細谷区の圃場で、本町のファンクラブであるＣＬＵＢ京丹波の会員イベントとして、田植体験会が開催されました。京都市などから１７名に参加いただき、初夏を思わ

せる陽気の下、額に汗を浮かべながら一株一株丁寧に田植を体験していただきました。これから収穫までの間、折に触れて京丹波町のことを思い出していただく、また、本町の地域づくりに関わっていただくきっかけになったと考えております。

5月30日には、農村政策、地域ガバナンス論等の研究者である明治大学農学部の小田切徳美教授を京丹波町役場にお迎えし、「関係人口シンポジウム in 京丹波」を開催いたしました。関係人口の概念の第一人者としての基調講演と事例紹介や近時の動向の紹介、参加者とのトークセッションを通じて、直面する人口減少という課題と農村や地域の持続的な運営について、深い学びの機会となりました。

新たな局面を迎えた地方創生と来年度から本格的に始動するふるさと住民登録制度など、関係人口の持つ意義、重要性が高まりつつあります。本年度から、内閣府地方創生推進事務局へ職員1名を派遣しております。また、昨年度から担当いただいております地方創生伴走支援官3名も引き続き本町の伴走支援をいただくこととなりました。さらなる関係人口の創出、選ばれる自治体の実現に向け、今後も施策を展開してまいります。

昨年9月に着手しました瑞穂地区の放課後児童クラブ「のびのび2組」につきましては、6月1日に議会から梅原議長、松村副議長にご出席いただき、移転開所式を実施し、同日から児童の受入れを開始しました。委託事業者、瑞穂小学校と連携し、児童の安全に配慮しながら、運営してまいりたいと考えております。

学校給食の取組では、令和5年度から昨年度までの3年間、「京都府子どもの教育のための総合交付金」を活用し、「食の町京丹波ならではの学校給食創造事業」に取り組んでまいりました。この取組の歩みを「京丹波町の学校給食の紹介冊子」としてまとめることができました。四季折々の旬の地元食材を生かしたメニューをはじめ、友好町等との交流を通じたメニューや地元企業とのコラボメニューなどを収録し、レシピ集としても活用いただけるものとなっております。引き続き、子どもたちの健やかな成長を支える学校給食の充実に取り組んでまいります。

令和5年度から約1年間をかけて実施いたしました町内の山城についての調査が終わり、昨年3月に「京丹波山城の魅力全町編」として、冊子を刊行しました。このたび、京丹波町にある山城のうち7か所を選定し、「京丹波七大山城」と命名し、「京丹波七大山城ガイドブック」という小冊子を作成しました。京丹波町に残る山城のうち、立地等が捉えやすい特徴的な山城の紹介と周辺の立ち寄りスポットを掲載し、山城を観光名所としても注目いただき、多くの方に活用いただきたいと考えております。

町内唯一の公立高等学校である京都府立須知高等学校の教育の振興と魅力の向上、町の担

い手の育成を目的に、本町では、昨年度から「人材育成による持続可能な町づくり事業」を実施しております。本年度は、須知高校魅力化コーディネーター２名が着任しました。須知高校の教職員のサポートとともに、関係機関との連携を図りながら、魅力の発信を行うとともに、京丹波町・夢みらい留学制度の開始と学寮の設置、運営など「須知高校魅力化プロジェクトビジョン」が着々と実行されています。

また、４月２８日には、アズビル山武財団奨学金の贈呈式が京丹波町役場で執り行われました。須知高校生を対象にした奨学金制度として第３学年の５名に奨学金が贈呈されました。須知高校を大切に思っていていただく関係者のご協力に対して、非常に心強く、また、ありがたく感じたところでございます。

本年１月の議会臨時会で議決をいただきました地方創生臨時交付金を財源とする物価高騰対応につきまして、社会福祉施設等に対する食材費、施設光熱費等の高騰に対する財政支援、生活者や事業者に対する水道料金基本料金等の６か月間の免除、中学校生徒に係る学校給食費の保護者負担の軽減に関する各事業を開始するとともに、生活支援と地域内消費の喚起を目的とする１人当たり５，０００円の京丹波町生活応援商品券も配布を開始したところでございます。先行きが不透明な中東情勢を受け、幅広い産業に広範な影響が及ぶことが懸念されます。町民の皆様の生活や行政運営への影響、特に物価の高騰や経済活動への影響を今後とも注視しなければならないと考えているところであります。

最後に、令和７年度の各会計決算見込みであります。一般会計では、歳入１２９億７，０００万円、歳出１２８億６，０００万円、収支は１億１，０００万円で、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、６，０００万円程度を見込んでおります。

また、公営企業会計を除く特別会計では、歳入４３億５，０００万円、歳出４２億８，０００万円で、収支は７，０００万円程度を見込んでおります。

引き続き財政の健全化に取り組んでまいりますとともに、本町にある様々な強みを生かし、業務の見直しと整理、適正な予算執行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

《日程第５ 議案第５０号 令和８年度 第２期ＧＩＧＡスクール構想タブレット端末等整備事業に係るタブレット端末等購入契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第５、議案第５０号 令和８年度 第２期ＧＩＧＡスクール構想

タブレット端末等整備事業に係るタブレット端末等購入契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第50号 令和8年度 第2期GIGAスクール構想タブレット端末等整備事業に係るタブレット端末等購入契約につきましては、町立小中学校の児童生徒及び教員が使用するタブレット端末の更新のため、NTTドコモビジネス株式会社から6,778万2,308円で購入しようとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 議案第50号 令和8年度 第2期GIGAスクール構想タブレット端末等整備事業に係るタブレット端末等購入契約につきまして、補足説明を申し上げます。

令和2年度に町内全小中学校の児童生徒に対し、1人1台端末の整備を行い、現在もGIGAスクール構想の推進に取り組んでおります。今回、国による第2期GIGAスクール構想を念頭に置きまして、町立小中学校の全児童生徒用と予備機を含めまして指導教員用に合計760台のタブレット端末及びキーボード一体型ケース等を整備するものでありまして、さらなる個別最適な学びの充実に向けたICT教育環境の整備・充実を図るため、NTTドコモビジネス株式会社から6,778万2,308円で購入するものであります。

説明資料としまして、資料1に購入します機器等の概要を、資料2に各校の整備台数を、また、資料3、4、5に導入します端末機キーボード一体型ケース、タッチペンの概要と参考写真を、また、資料6としまして全体スケジュールを添付しております。

また、参考に公募型プロポーザルの審査結果を添付しておりますので、ご確認ください。

なお、契約概要等につきましては、先日の全員協議会などで説明をしてきましたとおりでございます。

以上、議案第50号についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） N T T回線を使うということなのですが、家庭内でタブレットを使用する場合、現にN T Tドコモの回線では家庭内で電波が届かないという地域があります。そういったことから、まずその対応をどうするのか。そして、就学援助の対象となる児童生徒の場合、オンライン学習通信費というものが年上限1万5,000円として給付されるという制度が京丹波町にもありますが、実際、今現在でオンライン学習通信費を給付されている児童生徒がいるのかどうかといったところの答弁もお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 現在、就学援助等でオンライン通信費で補助している方につきましてはありません。

各家庭で届かない地域とか電波が微弱であるというエリアがあることは確認をしておりますが、今回、契約の相手方でありますN T Tドコモビジネス株式会社等も、不感地域に対する今後の対策方針とかエリア改善の見通しについて、一定連絡いただければ個別に対応も検討していくという形でお返事もいただいているところです。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○6番（山崎裕二君） 今一定の答弁いただきましたが、実際には家庭内で電波が届かないという地域に関しては、無線LANをつないで対応されているといったようなことを聞いております。そういう中で、ドコモのスターリンクダイレクトというサービスが現在無料でやられておりますが、それもいずれは有料になっていくだろうといったところがある中で、そういった微弱電波の地域、電波が届かない地域に対するオンライン学習通信費を使った就学援助の可能性といったものも出てくると思います。

そこで、オンライン学習通信費についてもう少し質問なのですが、年上限を1万5,000円とする。1万5,000円で無線LANを引こうと思ったら対応できるものではないと思うんですが、まずそこが一つ、どういう基準で1万5,000円という額に設定したのか。そして、この額というのは1家庭あたりに1万5,000円なのか。児童生徒ごとに1万5,000円なのか。というのは、同じ世帯に同じ小学校に通う子が2人とかそういった形でいるならば、世帯ごとで家庭ごとで対応できるのかなといったところもあるんですが、そういったところの記述はありませんでしたので、そこはどういうふうに判断しているのか。そのことについても併せて答弁をください。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） オンライン通信費ですけれども、これは国が示す基準に基づいて町も要綱等で定めておりますので、そちらを参考にうちも決定をさせていただいているところです。

また、1家庭なのか、個人なのかというところですが、要綱上でもその旨、1人分として掲載をしているところですので、一定1人分として判断をするべきなのかなと思いますが、今現状、オンライン通信費を支払っているご家庭というか個人もないので、今後研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございませんか。

東君。

○8番（東まさ子君） 資料1のところに、MDMということで児童生徒用と教師用と2つ設定ありますけれども、これは上の児童生徒用663台分については、子どもたちが家庭へ持ち帰った場合に使用範囲を限定するそういうソフトになっているのか。そういう考えになっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、持ち帰りについても、基本的には持ち帰りという指導が国から出ているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時26分

○議長（梅原好範君） 再開します。

四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 持ち帰りについては、現状、各校していますし、今後についても同様に家庭内の学習にも利用する形で考えております。

ご質問のMDMにつきましては、モバイル端末の管理サービスということで、もちろん危険なサイトにアクセスできないような管理を一括ですりとかアプリの更新を一括で行うような管理を教師用と子ども用とに分けて入れているという部分で、各台数分つけているような状況です。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○10番（畠中清司君） ただいま審議中の議案第50号 令和8年度 第2期GIGAスクール構想タブレット端末等整備事業に係るタブレット端末等購入契約について、賛成の立場から討論を行います。

本事業は、令和2年度に整備された1人1台端末の更新を行い、将来を担う子どもたちの学びを支えるICT環境を維持、発展させるための重要な事業であります。

京丹波町では、これまでGIGAスクール構想に基づき、校内外で活用できる学習環境を整備し、いつでもどこでも学べる教育基盤を築いてきました。

今日の社会は急速なデジタル化が進み、子どもたちには情報活用能力や主体的に学ぶ力がこれまで以上に求められています。学校教育においても、個別で最適な学びと協働的な学びを実現するため、ICT機器は欠かすことができない教育インフラとなっています。端末の老朽化による故障や性能低下を放置すれば、教育機会の均等を損なわれるだけでなく、事業運営にも支障を来しかねません。

また、本事業は、単なる機器更新ではなく、端末に加え、通信環境、学習支援ソフト、運用保守、ICT支援体制などを含めた総合的な教育DXの推進であり、教職員の業務効率化や校務DXの推進にも寄与するものであります。京丹波町が進める校務DX計画においても、教育データの活用や教職員の負担軽減が重要な課題として位置づけられています。子どもたちの学びを止めないこと、将来必要となるデジタルスキルを育成すること、そして、地域間の教育格差を生まないこと、未来を担う子どもたちが変化の激しい社会の中で、主体的に学び、自らの可能性を広げていくためにも、本事業は必要不可欠であります。

以上のことから、令和8年度 第2期GIGAスクール構想タブレット端末等整備事業に係るタブレット端末等購入契約についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

議案第５０号 令和８年度 第２期ＧＩＧＡスクール構想タブレット端末等整備事業に係るタブレット端末等購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第５０号は、原案のとおり可決されました。

《日程第６、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第１３ 議案第５６号 令和８年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります、日程第６、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第１３ 議案第５６号 令和８年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は、後日の日程としたいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより日程第６、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第１３ 議案第５６号 令和８年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）を一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第２号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、京丹波町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正など、地方税法等において改正された内容に基づき必要な整理を行うものです。

承認第３号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いた

しましたので、議会の承認をお願いしております。

国民健康保険税の賦課限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定措置所得の基準額の引上げなど、必要な整理を行うものです。

議案第51号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、復興特別所得税の課税期間の延長、防衛特別所得税の創設に伴う所要の改正などを行うものです。

議案第52号 京都地方税機構規約の変更につきましては、自動車税及び軽自動車税の環境性能割が廃止されたため、規約の一部を変更する必要がある、関係地方公共団体の協議のため、議会の議決をお願いするものです。

議案第53号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2－5工区）開設工事請負契約の変更ににつきましては、岩盤掘削に当初想定以上の作業日数を要するため、工期を令和8年9月30日まで延長する変更契約を締結するものです。

議案第54号 令和7年度（繰越） 丹波学校給食センター システム食器類洗浄機購入契約につきましては、老朽化した機械の更新のため、システム食器類洗浄機1台を株式会社アイホー京都営業所から1,054万9,000円で購入しようとするものであります。

議案第55号 令和8年度 町営バス（小型バス）購入契約につきましては、現在丹波バス事業所管理の町営バスのうち、老朽化した車両の更新のため、小型バス1台を有限会社野村自動車工業から1,252万9,000円で購入しようとするものであります。運行路線としては、丹波地域を予定しております。

議案第56号 令和8年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額119億2,000万円に5,804万4,000円を追加し、補正後の額を119億7,804万4,000円とすることをお願いしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は、日程順にお願いいたします。

保田税住民課長。

○税住民課長（保田利和君） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて京丹波町税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分を行ったものであります。

主な改正内容は、軽自動車税の環境性能割について、令和８年３月３１日をもって廃止されたことに伴う改正、あわせて、軽自動車税種別割を軽自動車税に名称を変更するなど所要の措置を講ずるほか、必要な規定の整理を行うものでございます。

軽自動車税の環境性能割とは、令和元年１０月に消費税率が８％から１０％に上昇するに当たって、自動車取得税の廃止に代わり創設されたもので、新車・中古車問わず、取得価格が５０万円を超える３輪以上の軽自動車を取得した場合に、その車両を取得した方に課税される税金を言います。

このたび、令和８年度税制改正により、環境性能割については、米国関税措置が国内の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化することを目的として令和８年３月３１日をもって廃止となったところでございます。

また、環境性能割の廃止に伴い、令和８年４月から軽自動車の種別割の名称は軽自動車税に変更となったところでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明をいたします。

１ページの第１８条の３では、軽自動車税の種別割を軽自動車税に名称を変更するものでございます。

次に、第１９条では、第８１条の６第１項と次のページ、２ページ目の第２号と第３号に規定しています第８１条の６第１項の申告書を削る改正につきましては、環境性能割の廃止に伴い、第８１条の６を削除することとなることから、この引用条項について削るものでございます。

次に、第３３条の改正につきましては、個人住民税における配当課税に係る所要の措置として、特定大口株主配当等がこれまでの特定配当等の対象となる法改正に伴う改正でございます。

次に、３ページになりますけれども、第８０条から、１０ページまで飛びますが、１０ページの第９１条第７項までの改正につきましては、全て環境性能割の廃止による改正及び軽自動車税の種別割の名称が軽自動車税に変更になったことによる改正でございます。

次に、１０ページの下段、附則第７条の３につきましては、主に個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（いわゆる住宅ローン控除）に関する規定を定めていた地方税法附則第５条の４の経過措置の終了などに伴い、削除されたことによる改正でございます。

次に、１２ページになりますが、附則第８条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例が令和８年度税制改正により適用期間が３年延長され、令和１

2年度まで適用されることとなったものでございます。

次に、13ページ中段の附則第10条の2につきましては、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、固定資産税の課税標準の特例（いわゆるわがまち特例）を定めた規定でございますが、国で定める基準に沿って改正するものでございます。

次に、14ページの附則第10条の3でございますが、17ページをご覧ください。第15項につきましては、高齢者や障害者などが円滑に利用できるバリアフリー化の整備を促進するために設けられた固定資産税減額措置の対象となる改修特別特定建築物について、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行うことで税負担が軽減される規定で、地方税法の改正に伴い改正するものでございます。

次に、附則第15条の2から19ページの附則第15条の6までの削除、それから、20ページからの改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止及び軽自動車税種別割を軽自動車税に名称変更されたことなどによる改正でございます。

次に、25ページまで飛びますが、25ページの下段の附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、地方税法の改正に伴い、期間を令和11年度まで延長するものでございます。

次に、26ページの下段、附則18条から、31ページの附則第20条の3までの改正につきましては、住宅ローン控除に関する規定を定めていた地方税法附則第5条の4が削除されたことによる項ずれなど、所要の改正を行うものでございます。

最後に、32ページの附則第6条につきましては、軽自動車税種別割を軽自動車税に名称変更されたことによる改正でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分を行ったものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引上げ並びに子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定の追加でございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたします。

まず、新旧対照表1ページ、第2条でございますが、第2項で医療給付費分の基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げるものでございます。

また、第5項では、令和8年度から新たに施行されました子ども・子育て支援納付金課税

額に係る課税限度額を３万円として設定するものでございます。

次に、２ページ下段からの第２３条につきましては、国民健康保険税の減額措置に関する規定でございますが、第１項の先ほどの６６万円から６７万円の改正及び３ページの子ども・子育て支援納付金課税額の３万円を上限とすることにつきましては、先ほど申し上げました課税限度額の引上げに関連するものでございます。

次に、同項第１号からは国民健康保険税の軽減措置に係る、いわゆる７割・５割・２割軽減の規定でございますが、同項第１号は７割軽減の規定でございますが、片仮名のアからカの次にキからケまでを追加しております。令和８年度から新たに施行されました子ども・子育て支援納付金課税額に関して、それぞれ区分に応じて７割軽減の額を規定したものでございます。

次に、４ページの第２号でございますが、５割軽減の判定所得におきまして、被保険者数等に乗じる金額を３０万５，０００円から３１万円に引き上げるもの、また、キからケを追加したものは、先ほどの第１号と同様に、子ども・子育て支援納付金課税額に関して、それぞれ区分に応じて５割軽減の額を規定したものでございます。

次に、４ページ下段から５ページにかけての第３号につきましては、２割軽減の判定所得におきまして、被保険者数等に乗じる金額を５６万円から５７万円に引き上げるもの、また、キからケを追加したものは子ども・子育て支援納付金課税額に関して、それぞれ区分に応じて２割軽減の額を規定したものでございます。

次に、６ページの第２項の改正でございますが、子ども・子育て支援納付金課税額に関して、軽減措置ごとに未就学児のある世帯に対する軽減の額を規定したものでございます。

次に、６ページの第３項では、出産予定の被保険者及び出産した被保険者、出産被保険者と言いますが、それぞれ区分に応じて子ども・子育て支援納付金課税額の軽減措置を規定したものでございます。

最後のページ、８ページの第４項は、１８歳未満の被保険者に対する均等割額の軽減措置について、１８歳到達後もその年度の３月３１日までは減額をするという規定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第５１号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和８年３月３１日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日を本年４月１日とする必要のある改正につきましては、専決処分とさせて

いただいたところでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明をいたします。

1 ページの第 3 4 条の 7 につきましては、寄附金税額控除の規定で改正箇所の法附則第 5 条の 6 第 3 項と第 4 項は、復興特別所得税の税率引下げ及び課税期間の延長並びに防衛特別所得税の創設に伴い所要の改正を行うもので、施行日は令和 1 0 年 1 月 1 日でございます。

次に、2 ページから 3 ページにかけての改正につきましては、次の 4 ページからの第 3 6 条の 3 の 3 を改正することによる規定の整備でございます。この第 3 6 条の 3 の 3 につきましては、個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しが行われたもので、施行日は令和 9 年 1 月 1 日でございます。

次に、6 ページ下段、第 6 3 条につきましては、物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税のそれぞれの課税標準額が一定の基準金額に満たない場合に課税されない、いわゆる免税点の見直しを行うもので、家屋に係る免税点を 2 0 万円から 3 0 万円に、償却資産に係る免税点を 1 5 0 万円から 1 8 0 万円に改正するもので、施行日は令和 9 年 4 月 1 日でございます。

次に、7 ページ上段の附則第 6 条につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期間の延長に伴う改正で、施行日は令和 9 年 1 月 1 日でございます。

次に、附則第 7 条の 3 につきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（いわゆる住宅ローン控除）に係る適用期間の延長に伴う改正で、施行日は令和 9 年 1 月 1 日でございます。

次に、8 ページの下段まで飛びますけれども、附則第 1 7 条の 2 第 2 項及び次のページ、9 ページの第 4 項につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しの改正により整備するもので、いずれも施行日は令和 1 0 年 1 月 1 日でございます。

次に、1 0 ページの附則第 1 9 条の 3 につきましては、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設するもので、暗号資産の所得に対する課税方式がこれまでの総合課税から上場株式と同様の申告分離課税に変更される法改正により改正を行うもので、施行日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第５２号 京都地方税機構規約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

今回、京都地方税機構規約について変更する内容につきましては、令和８年度税制改正において、自動車税及び軽自動車税の環境性能割が令和８年３月３１日をもって廃止されたことから、京都地方税機構が処理する事務から環境性能割に関する事務を削除するものでございます。この環境性能割は、車両の取得価格に対して、燃費性能に応じた環境性能割の税率（最大３％）を掛けた金額で車両を購入したときにかかる税金でございます。

それでは、規約の変更内容について説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

規約の第４条には、京都地方税機構が処理する事務が規定されており、そのうち第２号を変更するものでございますが、環境性能割が廃止されたことから環境性能割という文言を削り、また、軽自動車税の種別割は軽自動車税という名称に変更されたことから、種別割という文言を削るものでございます。

あわせて、地方税法の改正に伴い、条項ずれによる整理を行うものでございます。

今回行おうとしております京都地方税機構の規約変更にあたっては、地方自治法第２９１条の３第１項の規定に基づき、構成団体である市町村議会の協議案に係る議決が必要となり、その後、広域連合は、今回、京都地方税機構となりますが、総務大臣の許可を受けなければならないとされております。よって、今回の規約変更に係る施行期日は、総務大臣の許可の日から施行するとしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内敏史君） それでは、続きまして、議案第５３号 令和７年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第２－５工区）開設工事請負契約の変更についての補足説明を申し上げます。

去る令和７年第３回定例会において、本工事の請負契約の議決を９月２２日にいただきました。令和８年第１回定例会では、岩質の変更及び第１号木材集積場造成に伴う新たな排水施設の設置に伴う請負額の変更に合わせ、排水施設設置工事分及び１月及び２月の降雪により工事を中断せざるを得ない期間分の工期の延長についての請負契約変更の議決を３月２５日にいただきました。

本日提案いたします第２－５工区の工事概要は、延長３２０メートル、全幅員３メートル、

そのうち車道幅員は２メートルとなっており、主な工事内容は、切土、護岸工、擁壁工、排水構造物工、路面洗掘防止工、木製視線誘導柵などでございます。

また、切土で発生いたします土については、工事区域内に設けます木材集積場建設に活用しております。

５月末時点の進捗は、本線土工がほぼ完了し、引き続き擁壁工などの施設整備を進めております。

議案書２枚目、新旧対照表をご覧ください。

本工事は、共栄建設株式会社、代表取締役 徳岡敏明氏と契約し工事を行ってきましたが、本年３月定例会におきまして、当初想定よりも固結度の高い岩盤の出現が予想されたことに伴う請負契約の増額変更として、消費税を含む５，４３０万８，１００円で変更のご可決をいただいたところでございます。

その後、変更契約に基づき、掘削を継続したところ、固結度の高い岩盤の層が想定していたように連続して出現いたしました。出現した軟岩の硬度が非常に高いため、破碎掘削に想定以上の時間を要しております。これにより、当初想定した軟岩と比べると、作業効率の低下による１日当たりの施工量が減少し、当初想定以上の作業日数を要しております。可能な限り進捗挽回策を検討いたしましたが、現場の地形的制約から、これ以上の大型機械の投入や同時並行作業が物理的に不可能な状況であり、契約工期の令和８年６月３０日までに完成することが困難となり、確実かつ安全に施工を完了させるためには、どうしても物理的な日数が必要となり、今回の工期延期に当たり、設計図書に基づいた日当たり作業量を算出し、工程を再構築いたしまして、令和８年９月３０日まで工期を延長するものでございます。現場管理と監督を徹底し、安全第一で早期の完成を目指しております。

なお、請負額につきましては、去る３月定例会で可決いただきました請負額で合意ができており、変更はございません。

以上、議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第５３号 令和７年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第２－５工区）開設工事請負契約の変更についての補足説明とします。ご審議賜りまして、安全かつ確実なインフラ整備のため、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 議案第５４号 令和７年度（繰越） 丹波学校給食センタ

ーシステム食器類洗浄機購入契約につきまして、補足説明を申し上げます。

現在使用しています丹波学校給食センターのシステム食器類洗浄機につきましては、購入から25年以上が経過し、経年劣化による老朽化が著しい状況でございます。今回、ベルトコンベア式のシステム食器類洗浄機1台を整備することとし、株式会社アイホー京都営業所から1,054万9,000円で購入するものであります。

説明資料としまして、資料1に購入しますシステム食器類洗浄機の仕様等の概要を、資料2に導入予定機器の写真を添付しております。

また、参考に入札結果表を添付しておりますので、ご確認ください。

以上、議案第54号についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 小山地域振興課長。

○地域振興課長（小山 潤君） 議案第55号 令和8年度 町営バス（小型バス）購入契約についての補足説明を申し上げます。

本町のバス車両は、現在、中型バス5台、小型バス9台、ワゴン車5台の合計19台を保有しております。

今回購入いたします車両は、29人乗りの小型バス1台を購入するもので、配車につきましては丹波バス事業所を予定しております。車両購入により廃車を予定しています対象車両は、丹波バス事業所の購入後16年が経過した56人乗り中型バスでございます。

契約内容については、提案説明のとおりであり、説明資料として購入します車両仕様書等概要、購入車両予定デザインとしまして配備します同型の車両写真、入札結果表を添付しておりますので、ご確認ください。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） それでは、議案第56号 令和8年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、5ページ、第2表の地方債補正をお願いいたします。

過疎対策事業債につきまして2,740万円を増額し、補正後の限度額を4億2,560万円とすることをお願いしております。民生費のわちこども園の屋根改修工事、農林水産業費の農村地域DX構築事業の財源として計上するものであります。地方債合計では、補正後の限度額を6億9,110万円といたしております。うち交付税の算入は約55%の3億8,

200万円余り算入される見込みでございます。

次に、補正予算の主な項目について説明をさせていただきます。

事項別明細書の7ページから8ページまでをご覧ください。

まず、歳出からでございますが、初めに、3款、民生費、2項、児童福祉費、3目、こども園費のこども園施設管理事業に245万3,000円の計上をお願いしております。わちこども園の屋根雨漏りに係る改修工事として、14節、工事請負費のこども園施設改修工事に245万3,000円の計上をしております。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費では、農業者等営農継続緊急支援事業に110万2,000円の計上をお願いしております。京都府の補助事業の採択を受け、本年2月の雪害に伴う和知地区の農業用パイプハウス1棟の被害復旧補助を行うものであり、18節、負担金、補助及び交付金の農業生産施設等緊急復旧対策事業補助金に110万2,000円の計上をしております。

次に、2項、林業費、2目、林業振興費の農村地域DX構築事業に4,471万4,000円の計上をお願いしております。本町は、町面積の約82%を森林が占める自然豊かな地域であり、多彩で魅力的なブランド農林産物を生産する食材の宝庫となっております。

一方で、人口減少や過疎化といった地域課題と森林が町の大部分を占める環境に起因し、林業、農業、防災の各分野において課題が顕在化しております。

今回、総務省の補助事業の採択を受け、山林エリアなど携帯電話回線の不感地帯が点在する京丹波町の地理的課題解決の一助とするため、町内を広くカバーできる通信網、LPWAネットワークシステムを用いた広域通信インフラを構築し、この通信網を基盤として林業従事者の安全確保、有害鳥獣捕獲檻の遠隔監視、積雪深の観測などのデジタル施策を一体的に講じることにより、通信インフラと技術の活用で業務の省力化、安全性向上を図り、住民の安全な暮らしと持続可能な農林業、地域活性化を目指すものであります。これらに係る経費として、11節、役務費の通信運搬費に2万3,000円を、12節、委託料の農村地域DX構築事業委託料に4,469万1,000円の計上をしております。

次に、8款、土木費、4項、都市計画費、1目、都市計画総務費の都市緑化フェア推進事業に350万円の計上をお願いしております。第43回全国都市緑化フェアin京都丹波の会場であります丹波自然運動公園とわち山野草の森への環境整備や体制構築に係る経費として、12節、委託料の都市緑化フェア推進業務委託料に100万円を計上するとともに、全国都市緑化フェアin京都丹波と連携し、地域の活性化や関係人口の増加、町の魅力発信に取り組む地域や団体等に対し支援をするもので、18節、負担金、補助及び交付金の都市緑

化フェア地域等連携協賛事業負担金に２５０万円の計上をしております。

次に、６項、住宅費、１目、住宅管理費では、町営住宅維持管理事業に３５３万円の計上をお願いしております。令和７年度長寿命化計画改定事業国庫補助金の精算に伴う返還金として、２２節、償還金、利子及び割引料の国・府支出金等返還金に３５３万円の計上をしております。

次に、１０款、教育費、１項、教育総務費、４目、情報化推進費の学校教育生成ＡＩ活用のあり方に関する調査研究事業に９９万７，０００円の計上をお願いしております。生成ＡＩパイロット校事業の採択により、指定校であります和知小学校、和知中学校におきまして、生成ＡＩが急速に社会に普及する中、教職員の働き方改革の一環として、生成ＡＩを日々の校務に活用し、業務改善を行う実践事例を創出し、その成果課題の検証をするとともに、好事例の普及展開を図ることを目的としたものであります。これらに係る経費として、７節、報償費の講師等報償に３８万円、謝礼等に４７万円を、８節、旅費の費用弁償に１２万８，０００円を、１０節、需用費の消耗品費に１万９，０００円の計上をしております。

次に、７ページから１０ページまでの２項、小学校費、２目、教育振興費の小学校教育振興一般事業に９３万円の計上をお願いしております。通学する児童の登下校時のさらなる安全性向上を目的として、ＧＰＳ機能付き見守り端末、またはスマートタグ購入の一部補助を行うものであります。

対象内容としましては、希望する保護者に対し、端末の購入に要する費用を補助対象とし、購入費用の２分の１補助、上限金額を２，５００円としております。

また、補助対象期間は令和８年４月１日以降購入分としております。

歳出予算の内容としましては、補助上限２，５００円の児童数３７２人分を１８節、負担金、補助及び交付金の通学安全見守り機器購入補助金に９３万円を計上しております。

３項、中学校費、２目、教育振興費の中学校教育振興一般事業に５１万３，０００円の計上をお願いしております。小学校教育振興一般事業と同様の内容であり、補助上限２，５００円の生徒数２０５人分を１８節、負担金、補助及び交付金の通学安全見守り機器購入補助金に５１万３，０００円の計上をしております。

次に、４項、社会教育費、１目、社会教育総務費の社会教育事務費に３０万５，０００円の計上をしております。社会教育主事講習の受講に必要な経費について、今回補正予算としてお願いするものであり、８節、旅費の普通旅費に２３万１，０００円を、１０節、需用費の消耗品費に２万円を、１３節、使用料及び賃借料の道路通行料に４万６，０００円、駐車場使用料に８，０００円を計上しております。

次に、歳入でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の５ページから６ページまでをお願いいたします。

初めに、１５款、国庫支出金、２項、国庫補助金、６目、農林水産業費国庫補助金、１節、林業費補助金の情報通信技術利活用事業費補助金に２，１９７万９，０００円を計上しております。農村地域ＤＸ構築事業の財源として計上するものであります。

次に、１６款、府支出金、２項、府補助金、４目、農林水産業費府補助金、１節、農業費補助金の農業者等営農継続緊急支援事業補助金に７８万７，０００円を計上しております。農業者等営農継続緊急支援事業の財源として計上するものであります。

次に、２１款、諸収入、５項、５目、２節、雑入の生成ＡＩパイロット校事業委託金に９９万７，０００円を計上しております。学校教育生成ＡＩ活用のあり方に関する調査研究事業の財源として計上するものであります。

次に、２２款、１項、町債につきましては、総額で２，７４０万円の増額をしております。冒頭、第２表の地方債補正で説明させていただいた内容に基づき、必要な補正をお願いするものであります。

戻りまして、１９款、繰入金、２項、基金繰入金、１目、財政調整基金繰入金でございます。今回、６８８万１，０００円を計上いたしてございまして、事業費に不足します部分について、本財政調整基金からの繰入れを見込んでいるところでございます。

以上、議案第５６号 令和８年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）の補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、１１日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

本日は、大変お疲れさまでした。

散会 午前１０時１５分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 伊藤康二

〃 署名議員 畠中清司